

山口県報

平成17年
4月8日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) 三

地方卸売市場の開設者及び名称の変更 (水産課) 三

地方卸売市場の卸売業者の名称及び住所の変更 (水産課) 三

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課) 三

公告

児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) 四

身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) 五

知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) 六

山口県労働委員会の委員の任命 (労政課) 六

土地改良事業施行協議に係る決定 (農村整備課) 六

土地改良区役員 の届出 (農村整備課) 七

県営上田真鍋地区担い手育成基盤整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) 七

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧 (水産課) 七

山口県告示第二百四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前



評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年四月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下関市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年四月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社ダイナム総合投資
住 所 東京都荒川区西日暮里五丁目一五番七号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 マリンピア豊浦
所在地 下関市豊浦町大字涌田後地五〇七番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能力	構 造			使用の方法	
		工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日		
六六の二一 イ	八二五 (食/日)	(既 設)			連 続	
六六の二一 ロ	三〇四 (食/台)				九 時 間	一日当たりの使用時間
六六の二一 ハ	〇・一八 (m)				三 時 間	季節的変動の概要
六六の二一 ニ	二一〇 (m)				二 四 時 間	

備考 「六六の二一イ」、「六六の二一ロ」及び「六六の二一ハ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十六号の二の旅業の用に供するちゆう房施設、洗たく施設及び入浴施設をいう。

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値																			
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大										
	水素イオン濃度 (水素指数)			化学的酸素要求量 (mg/l)			浮遊物質量 (mg/l)			動植物油脂類 (mg/l)			窒素 (mg/l)			リン (mg/l)			排出水の日当たりの量 (m ³)	

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

種 類	合併処理施設	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値																		
		処 理 前	処 理 後	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大									
		水素イオン濃度 (水素指数)			化学的酸素要求量 (mg/l)			浮遊物質量 (mg/l)			動植物油脂類 (mg/l)			窒素 (mg/l)			リン (mg/l)		汚水等の日当たりの量 (m ³)	

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	合併処理施設	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間	一日当たり の時間	概 季節的変動の 要 要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の日当たりの量 (m ³)

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 2	No. 1
排水口	排水口
"	七
"	八、六
二	四
三	一〇
二	二〇
三	三〇
一	一五
二・八	二五
三	三〇
〇・九	二・四
一	三
二五	五五
三五	七〇

山口県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年四月八日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

大津郡日置町日置南部土地改良区 平成一七、三、二九
 豊浦郡豊浦町土地改良区 " 三〇

山口県告示第二百四十二号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第十八条の規定により、次のとおり開設者の名称及び住所並びに地方卸売市場の名称の変更の届出があつた。

平成十七年四月八日

山口県知事 二井 関成

一 許可番号 水開第三六号

二 開設者の名称及び住所

名称	住所	名称	住所
下関市	下関市南部町一番一号	豊北町	豊浦郡豊北町大字滝部三二四〇番地の一

三 地方卸売市場の名称

変更後	変更前
下関市地方卸売市場豊北市場	豊北町水産物地方卸売市場

四 地方卸売市場の所在地

下関市豊北町大字神田二二〇の五

五 変更年月日

平成十七年二月十三日

山口県告示第二百四十三号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第十八条の規定により、次のとおり卸売業者の名称及び住所の変更の届出があつた。

平成十七年四月八日

山口県知事 二井 関成

一 許可番号 水卸第四〇号

二 卸売業者の名称及び住所

名称	住所	名称	住所
豊北町漁業協同組合	下関市豊北町大字神田三七九八番地の一	豊北町漁業協同組合	豊浦郡豊北町大字神田三七九八番地の一

三 地方卸売市場の名称及び所在地

下関市地方卸売市場豊北市場

下関市豊北町大字神田二二〇の五

四 変更年月日

平成十七年二月十三日

山口県告示第二百四十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十七年四月八日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字日前字白鳥二〇四二の四及び二〇四三の四に沿接する堤地

(一) 区域
先公有水面

次の1の地点から10の地点までを順次結んだ線、10の地点と11の地点をを結ぶ平成十年秋分の満潮位(D. L. +三・五二メートル)(以下「満潮位」という。)(における公有水面と4号防波堤との境界線、11の地点から13の地点までを順次結んだ線及び1の地点と13の地点を結ぶ満潮位における公有水面と日前東護岸との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字土居字飛瀬島の飛瀬島三等三角点(北緯三三度五分三八・四七〇秒東経一三二度一八分三八・〇三四秒)から一二一度一六分一、二〇五・〇メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一二度二五分三五・〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一二度二五分一・〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一二度二五分八・九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一二度二五分二九・二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一二度二五分三・一メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一二度二五分〇・九メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一二度二五分〇・七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一二度二五分三・一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一二度二五分六・九メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一二度二五分九・三メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二〇二度二八分一一・四メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二五四度二三分三・一メートルの地点

(二) 面積

二、五五〇・二九平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十一年十一月一日 指令港湾第四〇八号

三 関係図書を閲覧できる市町村

周防大島町

認可を受けた者

大島郡周防大島町大字小松一二六番地の二

周防大島町

周防大島町長 中本 富夫

認可の年月日

平成十七年三月三十日



(二二二) 児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者の指定をしました。

平成十七年四月八日

山口県知事 二井 関成

指定居宅支援事業者 名 称	主たる事務 所の所在地	児童居宅生活支援事業を 行う事業所 名 称	所 在 地	児童居 宅支援 の種類	指定年月日
有限会社エン ジョイライ フ・グループ	下関市後田町 四丁目二三番 二一号	エンジョイラ イフ・グルー プ介護支援セ ンター	下関市後田町 四丁目二三番 二一号	児童居 宅介護	平成一七、 二、一〇
社会福祉法人 下関市社会福 祉協議会	〃 〃 〃 〃 貴船町 三丁目四番一 号	下関市社協下 関ホームヘル パーステー ション	〃 〃 〃 〃 貴船町 三丁目四番一 号	〃	〃 一四
〃	〃	下関市社協菊 川ホームヘル パーステー ション	〃 〃 〃 〃 菊川町 大字下岡枝一 八八	〃	〃
〃	〃	下関市社協豊 田ホームヘル パーステー ション	〃 〃 〃 〃 豊田町 大字矢田三六 五の一	〃	〃
〃	〃	下関市社協豊 浦ホームヘル パーステー ション	〃 〃 〃 〃 豊浦町 大字川棚四八 九二の一	〃	〃
〃	〃	下関市社協豊 北ホームヘル パーステー ション	〃 〃 〃 〃 豊北町 大字滝部三一 四五の一	〃	〃
社会福祉法人 萩市社会福祉 協議会	萩市大字江向 三五六の三	萩市社協北事 業	萩市大字下田 万一〇三六	〃	三、 七
〃	〃	萩市社協東事 業	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月八日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町村名

施行地区

事業の種類

山陽小野田市

冷泉地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十七年四月十一日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(二二六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年四月八日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名

理事の別

氏名

住

所

厚狭郡山陽町厚狭秋山土地改良区

理事

池田 武夫

厚狭郡山陽町大字郡一〇四〇

二 退任した役員

土地改良区の名

理事の別

氏名

住

所

厚狭郡山陽町厚狭秋山土地改良区

理事

浅海 重之

厚狭郡山陽町大字郡一一五三

(二二七) 県営上田真鍋地区担い手育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営上田真鍋地区担い手育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営上田真鍋地区担い手育成基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年四月十一日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(二二八) 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第十七条第一項の規定により、山口北地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十七年四月八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧の期間

平成十七年四月八日から同月二十七日まで

二 縦覧の場所

山口県水産部水産課及び山口県秋水産事務所

平成十七年四月八日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）